

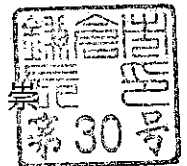
鎌倉市告示第52号

指定公金事務取扱者の指定について（し尿処理手数料徴収委託）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者について、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示します。

令和7年(2025年)5月20日

鎌倉市長 松尾



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所  
神奈川県鎌倉市大町四丁目1番35号  
株式会社神中運輸
- 2 指定公金事務の対象とする歳入科目  
一般廃棄物処理等手数料
- 3 期間  
令和7年(2025年)4月1日から  
令和8年(2026年)3月31日まで